

警報等の発表時における安全確保について

(令和3年4月版)

四日市市立保々中学校

警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。

以下の場合、「すぐメール」で配信する予定ですが、通信不能になる場合も考えられますので、各ご家庭においては、テレビやラジオ報道などに十分注意して判断してください。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、土砂災害警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」です。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機 (注1)	7:00まで	通常通り登校(注2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる(注3)</div>
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとります	7:00を経過	臨時休校

(注1) 「お子さんだけで待機」になる家庭は、必ず、隣人・知人等に保護を依頼しておいてください。

(注2) 登校の際の留意点について

学校では、通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、校長の裁量で臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとります。

(注3) 大雪警報発表時の対応

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、学校の判断で臨時休校等の措置をとります。
※積雪量が一定基準(大雪警報に準じて20センチメートル程度)に達する場合に臨時休校とします。

*四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は12時間の予想降雪量が20センチメートルに達するときなどに発表されます。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、

震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
登校前	<p>臨時休校</p> <p>津波・高潮・波浪に関しては対象地区（次ページ参照）のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねます。</p> <p>○ 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努めてください。（ただちに命を守る行動をとる）</p> <p>（具体的には）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）
登校後	<p>学校待機</p> <p>○ 生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとります。（ただちに命を守る行動をとる）</p>

※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、校長の裁量で臨時休校の措置をとります。

※ 登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとります。

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

○ ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部など、公的機関の指示に従います。また、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておきます。

※ 特別警報の創設による地震動警報体系

気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっています。

上記対応は震度5強以上について該当するものとしませんが、それ以外でも緊急地震速報の場合は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波(大津波)警報の場合】

- 保々中学校区は津波対応の対象地区外ですが、「津波(大津波)警報」が発表された場合、十分に情報を確認して、市災害対策本部等から出される指示に従います。登校後から日課終了以外の時間に発表された場合は、十分に情報を確認して、市災害対策本部等から出される指示に従ってください。
- その他の警報(大雨洪水警報等)や注意報の場合は、平常どおり授業を行います。増水など、危険が伴う場合は、臨時休校を行うこともあります。その場合は「すぐメール」で連絡します。
- 帰宅して留守になるご家庭は、最寄りの知人などにお子さんの保護を依頼しておいてください。
- 通学路の安全確認のため、情報などを学校までお知らせください。
- デリバリー給食は、急なキャンセルがシステム上できないため、臨時休校になった場合の返金などはありません

津波(大津波)警報、津波注意報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

〈三重県防災危機管理部が公表した津波浸水予測図(平成25年版)により、津波浸水の可能性のある地区〉

富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、河原田、楠

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※ 津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応する。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応

それぞれの学校や周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により上記に準拠して生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とします。

なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとります。

2 朝練習

午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とします。また、「大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定します。

対応については、生徒の安全確保を最優先として、上記基準を踏まえ決定します。